

増補  
改訂 本願寺史 第二卷

目 次

第一章 近世本願寺のあゆみ

一 本願寺の両派分立

二 准如宗主とその時代

三 良如宗主とその時代

四 寂如宗主とその時代

五 住如宗主・湛如宗主とその時代

六 法如宗主とその時代

七 文如宗主とその時代

八 本如宗主とその時代

九 広如宗主とその時代

第二章 近世本願寺の組織

五

六

七

八

九

一〇

一一

一二

一三

一四

一 門跡・院家・坊官	二三
二 家臣	三三
三 別院	三四
四 講	四五
<b>第三章 近世本願寺の制度</b>	
一 寺院規則	一七
二 僧階次序	一七
三 本末制度	一七
四 觸頭制度	一七
五 歸參改派と本末争論	一七
六 免物	一〇一
七 財政と天保の改革	一二五
<b>第四章 近世本願寺の法式と法要</b>	
一 法式と法要	二五
二 大遠忌	二七
<b>第五章 近世本願寺の法義</b>	
一 宗学の展開	二八三

二 学寮の創建	二六九
三 承応の法論	二五三
四 学林の復興	三〇六
五 明和の法論	三三三
六 三業惑乱	三三三
七 学林の整備	三七六
八 聖教の開版	三五
九 写字台文庫	四〇四
一〇 秘事法門	四四九
一一 真宗の禁制	四三
<b>第六章 近世本願寺の伽藍と寺内町</b>	
一 元和の火災と再興	四一
二 両堂の再建	四四
三 諸堂舎の建立	四五
四 寺内町	四八
五 大谷本廟	四七四
六	四七五
七	四九〇
<b>第七章 近世本願寺の生活と文化</b>	

一 宗主の下向	二九
二 年中行事	三〇
三 芸能と文化	三五
四 通過儀礼と日常生活	四五
五 末寺の諸相	五三
六 門徒の諸相	五〇
<b>第八章 近世の差別と本願寺</b>	
一 被差別寺院の成立	三三
二 差別の制度化	三七
三 近世中期から後期の差別	四九
<b>出典所蔵刊行一覧</b>	
七五	
七八	
八〇	
八一	
八二	
八三	
八四	
八五	

# 第一章 近世本願寺のあゆみ

## 一 本願寺の両派分立

顯如宗主の譲状と教如新門跡の継職 顯如宗主（第一代）には教如・顯尊・准如の三人の男の子がいた。長男教如新門跡は、天正八年（一五八〇）、織田信長との合戦和睦のさいに大坂退去を受け容れず、父顯如宗主の勘気をこうむつた。しかし天正十年、織田信長の急死をうけて、次男興正寺顯尊が朝廷にはたらきかけ周旋したことにより和解がなつたが、それでも顯如宗主が教如新門跡の本願寺継職を認めるまでにはいたらなかつた。

ところで顯如宗主は大坂本願寺退去以降、体調不良となり医師の治療をうけ、時には有馬湯治をおこなうなどしていた。そして天正十五年十二月六日、十一歳で歯黒の儀式を終えたばかりの三男阿茶（准如宗主）に「譲状」（本願寺所蔵）を書いた。

### 譲渡状

大谷本願寺御影堂御留守職之事、可レ為<sub>二</sub>「阿茶」者也、先年雖<sub>レ</sub>書<sub>レ</sub>之、猶為<sub>二</sub>「後代」書<sub>レ</sub>置之<sub>一</sub>候、

此旨於「違背輩在レ之者、堅可レ加レ成敗」者也、仍讓状如レ件

天正十五丁亥曆極月六日 光佐（花押）

阿茶御かたへ

ここに准如宗主に本願寺住持職を譲る顕如宗主の意志が明確に示された。顕如宗主は天正二十年（文禄元・一五九二）十一月二十四日、京都堀川の本願寺において五十歳で病没した。翌十一月二十五日、妻如春は剃髪した。

そして新門跡であった教如が三十五歳にして本願寺を繼職した。そのとき准如宗主は理光院と称しており、十六歳であった。

教如新門跡は十二月五日、早速、顕如宗主の勘気をこうむつていた腹心の家中下間頼龍以下の勘気をとき、一方で定衆の誓願寺・定専坊を罷免し、やはり勘気をこうむつていた福田寺・端坊を召し出して定衆とした。定衆とは法会のとき末寺僧侶を指揮する役である。そして十二月八日に教如宗主は大僧正に昇任した。顕如宗主は十二月十日に七条河原で火葬され、同月二十五日に東山大谷の宗祖廟所の傍に墓が築かれ

譲渡狀  
大谷奉願寺御影堂御墨守紙  
幸丁為阿茶者也先年往  
書之猶為後代書置之作  
ひも於後有事まことに賜丁か  
感謝者やの譲付件

天正十五曆極月六日

阿茶

「顕如宗主譲状」 本願寺所蔵

た。

豊臣秀吉の裁定 ところがその後、如春・理光院（准如宗主）側が豊臣秀吉に申し入れ、繼職について吟味がおこなわれたのである（『駒井日記』龍谷大学所蔵）。文禄二年（一五九三）閏九月十二日、教如・如春・理光院および坊官らが大坂へ召喚された。そして同月十六日、豊臣秀吉の側近施薬院全宗・長束正家・山中長俊・木下半介が査問役となり、次の一一か条が提示された。



如春影像 本願寺所蔵

一、大坂ニ被<sup>ニ</sup>居拵<sup>ニ</sup>候事

一、信長様御一類ニハ大敵にて候事

一、太閤様之御代にて、さいかよりかいつかへ  
被<sup>ニ</sup>召寄<sup>ニ</sup>、かいつかより天満へ被<sup>ニ</sup>召出<sup>ニ</sup>、天

満より七条へ被<sup>ニ</sup>遣上<sup>ニ</sup>候事、御恩と被<sup>ニ</sup>思召<sup>ニ</sup>  
候事

一、当門跡<sup>（不<sup>行</sup>儀<sup>議</sup>）</sup>ふぎやうぎの事、先門跡時より連々  
与申上候事

一、代ゆつり状有<sup>レ</sup>之由の事  
状も有<sup>レ</sup>之由の事

一、先門跡<sup>（折櫻<sup>）</sup></sup>せつかんの者、被<sup>ニ</sup>召出<sup>ニ</sup>候事

一、被<sup>三</sup>召出<sup>一</sup>候人よりも、罷出候者とも不届<sup>二</sup>思召<sup>一</sup>候事

一、当門主妻女の事

一、そこ心より不届心中引直、先門跡のことく殊勝ニ<sup>一</sup>たしなみ可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申候事

一、右のことくたしなみ候ハ<sup>一</sup>、十年家をもち、十年めニ理門へ可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>相渡<sup>一</sup>事、これハかたてうちの被<sup>レ</sup>仰付<sup>一</sup>様ニて候へとも、新門跡此中御めをかけられ候間、如レ此之由候

一、心のたしなミもなりましきと被<sup>レ</sup>存候ハ<sup>一</sup>、三千石無役ニ可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候間、御<sup>一茶の湯</sup>ちやのゆともたちニ成候て、右の<sup>一召出</sup>めしいたし候いたつらものともめしつれ、御<sup>一奉公</sup>ほうこう候へとの儀候

ここに記されているのは、教如宗主は大坂本願寺退去のとき籠城を続けたこと、織田信長にとつて大敵であること、豊臣秀吉の代に本願寺が貝塚・天満・七条へと移転できたのを御恩と思うべきこと、顯如宗主はかねてから教如の不行儀を告げていたこと、顯如宗主から准如宗主への譲状があること、顯如宗主が折檻した者を教如宗主が召し出したこと、教如宗主の「妻女」のこと、教如宗主は不届きの心中を改め顯如宗主のように殊勝に嗜むべきこと、そのように嗜むなら十年間教如宗主が継職し、その後は理門（准如宗主）へ譲ること、そして教如宗主には三〇〇〇石を与えることなどである。

これを教如宗主は承諾したが、坊官下間頼廉らは「内衆申様ニハ、ゆつり状などの事、ふしん由申候、又むかしの<sup>一譲</sup>ゆつり状ハ門下おとなへ、かのものニ披露候て、其上を以ゆつり状にて候」と反

駁し、譲状の真偽に疑問をいただき賛同しなかつた。そこで豊臣秀吉は「其申分せうせき有レ之候哉、  
なくハ申たる事くせ事候、うヘさまへかすめ申候事、さやうの存分ニテ、今迄おやこの中ことも仕  
候、のちもさやうニあるへく候間、末代のためニ御セイはいあるへく候、その申てをとり出し候ハ  
スハ、当門（教如宗主）二十年の代をも御もたせ候ましく候、ゆつり状ニまかせ、理門へすぐニ可レ  
スハ、當門（教如宗主）二十年の代をも御もたせ候ましく候、ゆつり状ニまかせ、理門へすぐニ可レ

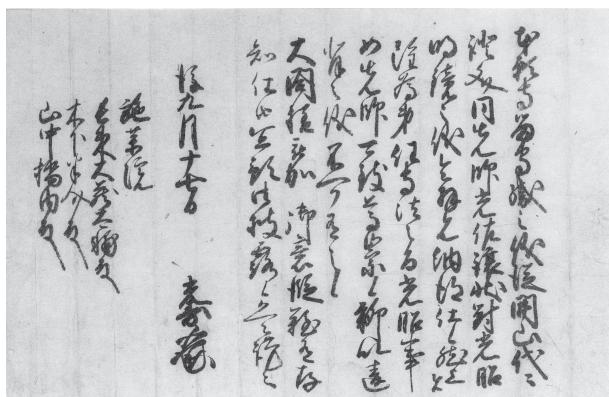
被レ遣」と、譲状を偽書とする証跡を要求し、かつその証跡  
を示せなければ曲事と断じ、結局、教如宗主の辞職と准如宗  
主の繼職が決定した。

准如宗主の繼職 その翌十七日、教如前宗主は次のように  
納得した旨を文書に書き記し提出した（本願寺所蔵）。

本願寺留守職之儀、從「開山」代々証文、同先師光佐讓  
状対「光昭」明鏡之儀、令「拝見」納得仕候、然上者雖レ為レ  
弟、任「寺法之旨」、光昭事如「先師」可レ致「尊崇」候、聊  
以違背之儀不可レ有レ之候、太閤様被レ加「御意」一段、難レ  
有存知仕由、宜レ預「御披露」候、恐々謹言

後九月十七日 光寿（花押）

施薬院



「教如書状」 本願寺所蔵